

この年、新生日本医師会が設立された。しかし、誕生までは難産であった。

敗戦後の日本を間接統治した連合国総司令部(GHQ)は、戦時中の国家体制を壊すために、日本の政治、経済などあらゆる分野にわたって、いわゆる民主化指令を矢継ぎ早に出したが、医療界に対しても国家統制の医療体制を改廃するよう命じた。

まず昭和20年(1945)11月、「医師会の組織運営を民主化して国民医療の確保を図る」として、医師会令が改められ、都道府県医師会と日本医師会の役員全員を選挙で選び直すよう指示が出た。12月から、各都道府県医師会で役員選挙が進められた。昭和21年(1946)2月には日本医師会の役員選挙も行われ、会長には官製医師会の副会長であった中山寿彦が選ばれた。

GHQはさらに、医療国家統制の基本法であった国民医療法の廃止を厚生省に命じ、日本医師会にも根本的な改組を指示した。医師会は昭和21年9月17日に臨時全国役員会を開いて、「組織をつくり直す」との方針を決めた。

9月30日には、医師会改組委員とGHQとによる改組懇談会が開かれた。この席で、GHQは、新生医師会は「任意設立、任意加入」とすべきだと指示した。しかし、医師会の幹部は、強制加入にしないと多数の医師が参加しないのではないかと心配して、抵抗した。

10月には、新たに中山日本医師会長、斎藤 潔国立公衆衛生院部長、柿沼昊作東京大学医学部教授ら14人の委員による医師会改組審議会が設けられた。委員の大半は東北、九州などブロック医師会の幹部で、「任意設立、任意加入」というGHQの意向を医師会の地方組織に浸透させるねらいがあった。10月22日の初会合には、GHQの医務課長ジョンソン大佐も出席し、「任意加入、任意設立」を骨子とする医師会改組要綱案が決まった。

11月19日には日本医師会の第6回臨時総会が開かれ、「新憲法の主旨に則り自主的医師会の設立促進を期す」と決議した。医師会内に改組委員会が設けられ、会則などの実務的な詰めが進められた。9か月後の昭和22年8月13日、ようやく新生日本医師会の設立委員会が発足した。委員長は榊原 亨、副委員長は黒沢潤三であった。8月末の日本

医師会代議員会で選挙の洗礼を受けたうえで、そのまま新生医師会の執行部に移行する段取りであった。

ところが8月29日、新生日本医師会の第1回代議員会が開かれる前日になって、GHQから「新しい医師会の役員には、これまでの医師会に関係した人間は入ってはならない」との通告があった。榊原ら設立委員会のメンバーは官製医師会の役員をしていたから、新生医師会の執行部に入れなかったことになった。

30日の代議員会では、中山会長が「現役員は新医師会の役員選挙には遠慮することを申し合わせた」と表明、榊原設立準備委員長も「新役員には、かつて医師会の運営に連続的に関係のあった役員は一期間だけ遠慮する」と発言して、役員選挙は延期された。

政府は、新生医師会の役員選出を待たずに、10月31日、「医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律」を公布した。旧日本医師会は解散して、11月1日に新生医師会が認可された。新しい執行部が選出されるまでの間は、設立委員会が暫定的に存続して、執行部の代わりを務めた。

● 第1回代議員会

新生日本医師会の第1回代議員会は8月30日、東京・神田駿河台の日本医師会館において開催された。

榊原 亨設立委員長(岡山)の祝詞の挨拶に続いて、野中幸夫常任委員(大阪)の経過報告があり、中山寿彦日本医師会長(東京)から「本日の在京役員会において、現日医役員は新医師会の役員選挙には遠慮することを申し合わせた」という表明があった。

さらに、榊原委員長が「中山日医会長はじめ役員の医師会改組に払われた努力に対し深甚な感謝を捧げたい」との発言があり、役員選挙は新事態に即応して行われるべ

きものとして、延期することに決定した。

また、「日本医師会新生の意義を鮮明にするため、封建的残渣を一掃し名実ともに民主主義的医師会の建設を期する」との声明を採択して、閉会した。

代議員会では、「新生医師会設立要綱」と定款が決定された。

議長席・演壇
(旧日本医師会館)



新生日本医師会は11月1日、厚生省において設立認可された。

□ 新生医師会設立要綱

1. 新生医師会は医師の自由なる意思と自覚によって設立されるものとする。
2. 新生医師会は医道の昂揚，医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り，社会福祉を増進するを以て，目的とする。
3. 新生医師会は社団法人とする。
4. 新生医師会は日本医師会，都道府県医師会，郡市区医師会の3種とする。
但し，都道府県医師会，郡市区医師会は行政区域を設立単位とするが，郡市区においては必ずしも行政区域に限らず医師会を設立することができる。
5. 郡市区医師会の会員は，同時に都道府県医師会及び日本医師会の会員になることができる。
6. 郡市区医師会，都道府県医師会，日本医師会はすべて連合体の形の下で運営されるものとする。
7. 郡市区医師会の議決機関は会員総会とする。郡市区医師会にして会員多数なるときは代議員制を執ることを妨げない。都道府県医師会の議決機関は総会及び代議員会とする。代議員は郡市区医師会の総会において選挙するものとする。日本医師会の議決機関は総会及び代議員会とする。代議員は都道府県医師会の代議員会において選挙するものとする。
8. 医師会に執行機関として，会長，副会長，理事，監事，代議員等の役員を選任する。
9. 医師会にいわゆる司法機関として，裁定委員会を設置する。
裁定委員会は日本医師会，都道府県医師会，郡市区医師会に設置して会員に対する制裁及び医師会間の紛争等の調停を行う。
会員にして郡市区医師会裁定委員会の裁定に不服ある場合は都道府県医師会に申し出ることができる。なお都道府県医師会の裁定に不満ある場合は日本医師会に申し出ることができる。
10. 医師会設立目的達成のため必要なる左記の事業を定款に定めて行う。〔定款によれば，第3条(目的及び事業)に，「医道の振作，昂揚に関する事項」など13項目が挙げられていた〕
11. すべての医師会員は同時に学会員たるものとする。
12. 医師会の経費は会員の負担する会費の外，寄付金その他の事業収入による。

